

2026年度 ごみカレンダー
小浜地区

- 可燃ごみ
▲第3水曜ごみ (缶類、金物・ガラス類、埋立、水銀、粗大ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装)
■第1土曜ごみ (紙類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装)

ルール違反は回収できません
①決められた日の朝に出す
②決められた場所に出す
③正しく分別して出す
④決められた方法で出す
ごみ袋の色を守る

LINEでごみ収集日をお知らせします
ごみの出し忘れ防止にご活用ください
明日は可燃ごみの収集日です
※生ごみはしっかりと水切りしてください
例：可燃ごみ収集日のお知らせ
詳細はこちら

民間広告スペース
ゴミ処理致します
*遺品整理
*少量でもOK
不用品の処理費用 リサイクル買取価格 お客様のお支払料金
市収集運搬許可 第20080424194号
フリーダイヤル 0120-016-566
リサイクル & ディスカウント 松山店 (R-テック)
〒791-8005 愛媛県松山市東長戸1丁目10-20

ゴミ処分
不用品回収・お引越し
3R推進の安心価格
通話無料 ☎お気軽にお電話ください
0800-200-8288
株式会社 お家をお片付け
松山市平均道2-3-11 平均ビル1F 営業時間/9:00~18:00 定休日/月曜日
※お家お片付けのリサイクルショップ
松山市平均道2-3-11 平均ビル1F 営業時間/10:00~18:00 定休日/月曜日

家電4品目はきちんとリサイクルしましょう！
●家電リサイクル法に基づき、家電4品目「エアコン・テレビ【ブラウン管式・液晶式・有機EL式・プラズマ式】、冷蔵庫・冷凍庫【保冷庫・冷凍庫含む】、洗濯機・衣類乾燥機」はリサイクルすることが義務付けられています
不法投棄のない美しい島に!!

2026							2026							2026							2026						
4							5							6							7						
納期限 令和8年4月30日 固定資産税(第1期)納期月							納期限 令和8年6月1日 軽自動車税 納期月							納期限 令和8年6月30日 市県民税森林(第1期)納期月 市国保料(6月期)・介護保険料(第1期)納期月							納期限 令和8年7月31日 固定資産税(第2期)納期月 市国保料(7月期)・介護保険料(第2期)・後期保険料(7月期)納期月						
日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土						
1 2 3 4 可燃 第1土							1 2 可燃 第1土							1 2 3 4 5 6 可燃 第1土							1 2 3 4 可燃 第1土						
5 6 7 8 9 10 11 可燃 可燃							3 4 5 6 7 8 9 可燃 可燃							7 8 9 10 11 12 13 可燃 可燃							5 6 7 8 9 10 11 可燃 可燃						
12 13 14 15 16 17 18 可燃 第3水 可燃							10 11 12 13 14 15 16 可燃 可燃							14 15 16 17 18 19 20 可燃 第3水 可燃							12 13 14 15 16 17 18 可燃 第3水 可燃						
19 20 21 22 23 24 25 可燃 可燃							17 18 19 20 21 22 23 可燃 第3水 可燃							21 22 23 24 25 26 27 可燃 可燃							19 20 21 22 23 24 25 可燃 可燃						
26 27 28 29 30 可燃							24/31 25 26 27 28 29 30 可燃 可燃							28 29 30 可燃							26 27 28 29 30 31 可燃 可燃						
8							9							10							11						
納期限 令和8年8月31日 市県民税森林(第2期)納期月 市国保料(8月期)・介護保険料(第3期)・後期保険料(8月期)納期月							納期限 令和8年9月30日 固定資産税(第3期)納期月 市国保料(9月期)・介護保険料(第4期)・後期保険料(9月期)納期月							納期限 令和8年11月2日 市県民税森林(第3期)納期月 市国保料(10月期)・介護保険料(第5期)・後期保険料(10月期)納期月							納期限 令和8年11月30日 市国保料(11月期)・介護保険料(第6期)・後期保険料(11月期)納期月						
日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土						
1 第1土							1 2 3 4 5 可燃 可燃 第1土							1 2 3 可燃 第1土							1 2 3 4 5 6 7 可燃 可燃 第1土						
2 3 4 5 6 7 8 可燃 可燃							6 7 8 9 10 11 12 可燃 可燃							4 5 6 7 8 9 10 可燃 可燃							8 9 10 11 12 13 14 可燃 可燃						
9 10 11 12 13 14 15 可燃 可燃							13 14 15 16 17 18 19 可燃 第3水 可燃							11 12 13 14 15 16 17 可燃 可燃							15 16 17 18 19 20 21 可燃 第3水 可燃						
16 17 18 19 20 21 22 可燃 第3水 可燃							20 21 22 23 24 25 26 可燃 可燃							18 19 20 21 22 23 24 可燃 第3水 可燃							22 23 24 25 26 27 28 可燃 可燃						
23/30 24/31 25 26 27 28 29 可燃 可燃							27 28 29 30 可燃							25 26 27 28 29 30 31 可燃 可燃							29 30 可燃						
12							2027 1							2							3						
納期限 令和8年12月25日 固定資産税(第4期)納期月 市国保料(12月期)・介護保険料(第7期)・後期保険料(12月期)納期月							納期限 令和9年2月1日 市県民税森林(第4期)納期月 市国保料(1月期)・介護保険料(第8期)・後期保険料(1月期)納期月							納期限 令和9年3月1日 市国保料(2月期)・介護保険料(第9期)・後期保険料(2月期)納期月							納期限 令和9年3月31日 市国保料(3月期)・介護保険料(第10期)・後期保険料(3月期)納期月						
日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土						
1 2 3 4 5 可燃 可燃 第1土							1 2 3 4 5 6 7 8 9 可燃 第1土 可燃 可燃 可燃 可燃 可燃 可燃 可燃 可燃							1 2 3 4 5 6 可燃 第1土							1 2 3 4 5 6 可燃 第1土						
6 7 8 9 10 11 12 可燃 可燃							10 11 12 13 14 15 16 可燃 可燃							7 8 9 10 11 12 13 可燃 可燃							7 8 9 10 11 12 13 可燃 可燃						
13 14 15 16 17 18 19 可燃 第3水 可燃							17 18 19 20 21 22 23 可燃 第3水 可燃							14 15 16 17 18 19 20 可燃 第3水 可燃							14 15 16 17 18 19 20 可燃 第3水 可燃						
20 21 22 23 24 25 26 可燃 可燃							25 26 27 28 29 30 可燃 可燃							21 22 23 24 25 26 27 可燃 可燃							21 22 23 24 25 26 27 可燃 可燃						
27 28 29 30 31 可燃							24/31 25 26 27 28 29 30 可燃 可燃							28 可燃							28 29 30 31 可燃 可燃						

※ごみ集積場所は地元で設置し、管理しています 自分が利用するごみ集積場所については、地元町内会などで確認してください
1回に出せるごみは、ごみ袋3袋(木・ブロック・レンガなどは3束)までです

可燃ごみ

毎週火・金

白色半透明袋(45L)で
白色半透明のレジ袋も使用可

プラマーク、PETマーク
どちらの表示もないプラスチック

一般可燃ごみ
●生ごみ(貝殻等)「ごみ出し前、もうひと水切り」
※しっかりと水切りを

●アルミ缶
(レンジフード、
即席鍋焼うどんなどの
容器なども含む)

●廃食油、ペンキ
※新聞紙や布などにしみ込ませる

●衣類、靴、カバン、ごみ袋に入る
大きさの布団、草
※折ったり切ったりしてごみ袋に入るもの

●木の枝(直径15cm以内)
※長さ50cm程度に切り
そろえ、ひもで縛る

プラスチック製品で、
それ自体を道具として使うもの

●プラスチック製ライター
(使い切った水につけてから
出す、2〜3個程度まで)

●洗濯物干し、洗濯ばさみ

●ストロー、歯ブラシ

●CD・DVDと
プラスチックケース

●洗面器、バケツ、
ボールペン、その他
プラスチック製の日用品

●プラスチック製のおもちゃ
(電気、電池を使うものは「粗大ごみ」)

リサイクルできない紙

●食品などを直接入れたり包んだり
している紙製の容器や包装

●紙コップ、紙皿

●写真、アルバム

●ティッシュペーパー
などの衛生紙

●ビニール、金銀など特殊加工紙

プラスチック製容器包装

第1土曜日
第3水曜日

無色透明袋(45L)で
袋を二重にしないでください

このマークがあるもの

商品を入れたり、
包んだりしている
プラスチック製の
容器や包装で、
中身を使ったら、
不要になるもの

残り水ですすぐなど、汚れを取り
除いて出してください

●ラベル、キャップ類

●ボトル類

●緩衝材
(発泡スチロールなど)

●ネット類
(野菜、果物用など)

●ポリ袋、レジ袋

●マヨネーズ、ケチャップ
などの容器

●カップ、パック類
(インスタントめんなど)

●トレイ類
(食品トレイ)

びん類

第1土曜日

無色透明袋(45L)で
袋を二重にしないでください

●飲料・食料品用のもの
(調味料びんを含む)
軽くすすいで、
キャップをはずして
出してください

金属製キャップは「金物・ガラス類」、プラスチック
製キャップは「プラスチック製容器包装」へ

粗大ごみ

第3水曜日

小さな粗大ごみは
無色透明袋(45L)で
袋を二重にしないでください

●電気、電池を使用する製品、
石油ストーブ、家具類、鏡、
バイクのヘルメットなど

※家電4品目「①エアコン②テレビ【ブラウン管式・
液晶式・有機EL式・プラズマ式】③冷蔵庫・冷凍庫
(保冷庫・冷凍庫含む)④洗濯機・衣類乾燥機」及び
スプリングマットレスなどは、市では収集しません

缶類

第3水曜日

無色透明袋(45L)で
袋を二重にしないでください

アルミ、スチールマークのあるもの

●アルミ缶、スチール缶
(飲料缶、缶詰)

中身を残さず
軽くすすいで
出してください

水銀ごみ

第3水曜日

無色透明袋(45L)で
袋を二重にしないでください

●白熱電球、豆電球、
グロー球(点灯管)

●蛍光灯、電球型蛍光灯
※けがの防止のため、割れているものは
新聞紙などに包む
※LEDは「粗大ごみ」

●水銀体温計

●ボタン型電池
「水銀0(ゼロ)使用」のものも含む

蛍光灯を買い換えたら
古い蛍光灯は、新しい蛍光灯の
入っていた箱や筒に入れてから袋
に入ると割れにくく安全です

紙類

第1土曜日

十文字にひもを掛けて
ごみかどうかの確認のため1枚でもひもで縛る

4分別して出してください

①新聞紙・情報紙・
折り込みチラシ
※一緒に縛っても
構わない

②紙パック
※500ml以上の
紙パック(必ず
洗って開いて乾かして)
内側が白色以外のものや
500ml未満の紙パックは「可燃ごみ」
※プラスチック製のキャップ、注ぎ口は
取り外して「プラスチック製容器包装」へ

③段ボール
※断面が波状のV字に
なっているものは段ボール
厚紙と一緒にしないように
(厚紙は本類・雑がみ)

④本類・雑がみ
※シュレッダー紙、
付箋なども雑がみ

金物・ガラス類

第3水曜日

無色透明袋(45L)で
袋を二重にしないでください

●刃物(包丁、カミソリなど)、割れガラス
※危なくないように紙に包み、「われもの」
などと表記して袋に入れる

●飲料、缶詰以外の
缶筒、缶箱

●一斗缶
※中に缶やガラスなどを入れない
※袋に入らなければ「粗大ごみ」

●カセットボンベ、スプレー缶
※必ず使い切る
※使い切りは風通しのいい屋外で
※穴あけはなくてもよい

●金属製のなべ、やかん、フライパン

埋立ごみ

第3水曜日

無色透明袋(45L)で
袋を二重にしないでください

土のう袋は使用不可!

●乾電池

●陶磁器製の茶碗、
皿、土なべ
など

●植木鉢
※プラスチック製は
「可燃ごみ」

●砂や小石、土
(袋が破れない程度に)

●直径15cmを
超える木
※長さ50cm程度にする

●ブロック、レンガ
※ブロック、レンガ、木など
重いものは袋に入れなく
ても構わない
ごみかどうかの確認のため、
1個でもひもで縛る

ペットボトル

第1土曜日
第3水曜日

無色透明袋(45L)で
袋を二重にしないでください

軽くすすいで、キャップラベル
をはずして出してください

PET
このマークがあるボトル

キャップラベルは「プラスチック製容器包装」へ

使用済 小型家電の回収にご協力ください!

回収対象はボックスの投入口
(幅約30cm×高さ約15cm)に
入る小型電子機器などは不可
※事業活動に伴うものは不可

持ち込める施設
●南クリーンセンター
(松山市市坪西町1000-1 ☎089-971-8862)
●エコニコ(金城産業株式会社)
(松山市北吉田町236-1 ☎089-965-1525)

正しいごみ分別にご協力をお願いします

ごみ集積場に出していただいた紙類や
空き缶、ペットボトルなどはリサイクルし、
有効に活用されています。
また、売却することで市の収入となり、
皆さんの暮らしに還元しています。

小さな雑がみの出し方

●紙箱や包装紙などは、
まとめてひもで縛る

●小さな紙製容器は、
口を2〜3回程度折りたたむ

●雑誌の間に
はさむ

ビニール袋・米袋は使用不可!

ごみ集積場所へ出してはいけないごみ

①飲食店や会社(農業や漁業を含む)などの事業所から出るごみ
②一時的に家庭から多量に出るごみ(ごみ集積場所には1回3袋(束)まで)
(下記「家庭から出るごみの市の処理施設への持ち込みについて」参照)
③家庭から出るごみで、市の処理施設で処理ができないごみ
(購入店、販売店などにご相談ください)
●危険なもの(ガスボンベ、バッテリーなど)
●有害なもの(農薬、毒物、劇物、シンナーなど)
●容積・重量が著しく大きいもの
(農機具、ピアノ、電気温水器など)
●車のホイール、廃タイヤなど
●リサイクル制度が構築されているもの
(家電4品目、消火器、バイクなど)
●スプリングマットレスなど
(取り扱い可能な一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼してください)

「家庭から出るごみの市の処理施設への持ち込みについて」 30kgを超えると有料

●可燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみについては、市の処理施設へ直接持ち込めます
●自ら処理施設へ持ち込むことができない場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者へ
依頼してください ※電話番号「廃棄物処理」の項目までご確認ください